

が昭和四十一年音楽教室の特設、有志の特別寄付による新楽器の購入等により大きく飛躍することとなった。昭和四十三年には県大会に出場し、Bグループ（三十人以下）で第一位となり、都城市民会館で行われた九州大会に出場して努力賞を獲得、同四十四年は県大会で連続優勝をし、福岡市民会館での九州大会で第二位、同四十五年は県大会連続三年優勝という輝かしい記録を打ちたて、鹿児島文化会館での九州大会で第三位に入賞した。この熱心な努力は音楽的雰囲気醸成となり、生徒や町民の文化向上に大きく貢献している。町教育委員会は昭和四十五年その努力に対して表彰した。

### 三 社会福祉

#### 概 説

昭和十三年制定の社会事業法は戦後の情勢の変化に伴い、これに代って昭和二十六年三月法律第四十五号をもって新しく社会福祉事業法が制定された。我が大和町においても福祉行政に積極的に取り組み、諸施設の設置充実に協力し、保育園、特別養護老人ホーム等が設置されるなど、これらの事業発展に鋭意努力し、その実践に努めている。

#### 1 社会福祉施設

##### (1) 佐賀県立春日園（春日丘）

大正六年十一月一日行動問題児の施設として感化院県立進徳学院が設立されていたが、昭和二十五年四月一日東松浦郡浜玉町救護院県立虹にじの松原学園として移転したので、その跡地に設立されたものである。現在収容定員は八十名、職員は園長外二十七名である。こ

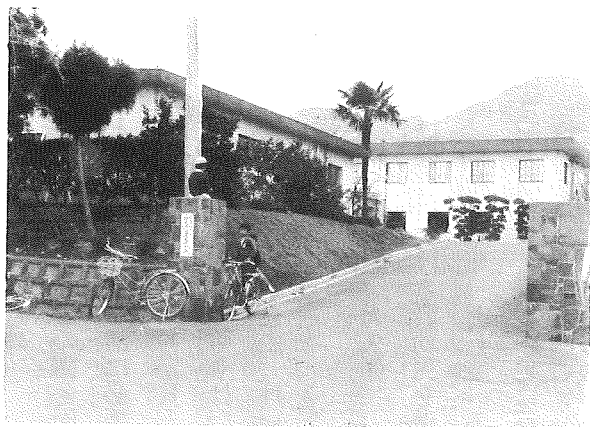
れらの園児は小学校五、中学校四の学級に編成され、春日小、大和中の教職員十一名と共に教育に当たっている。園児は児童福祉法により満六才から十八才までの精神薄弱児が県下から収容されたものである。

##### (2) 佐賀県立佐賀コロニー（大願寺）

社会適応の困難な精神薄弱者を相当期間入所させ、それぞれの能力に応じて訓練、指導、授産等を行い、幸福な生活とその家庭福祉の増進を図る施設である。昭和四十六年一月一日開所、敷地面積は八万七千六百平方メートル余（約九町歩）、管理棟を始め三棟の寮、授産棟、体育館、プール等の建設費約四億五千万円を要した。昭和四十八年十二月現在収容人員は軽度者百十六名、中度者八十名、重度者百六名で、所長以下百七名の職員が指導、管理等に当たっている。



春日園



ロザリオの園

段階別収容人員

計	五 #	四 #	三 #	二 #	一 度	程度	態 様
	生活動作に介助を要しない	行便所で行うことができる	近所で動作が使用し歩行が使用できる	介助を受けてベッドの近くで動作が使用できる	ベッドの上で動作が使用できる	助を要する	寝たきりですべてに介助を要する
27	2	8	2	3	12	男	
83	8	17	7	12	39	女	
110	10	25	9	15	51	計	
100	9	23	8	14	46	%	

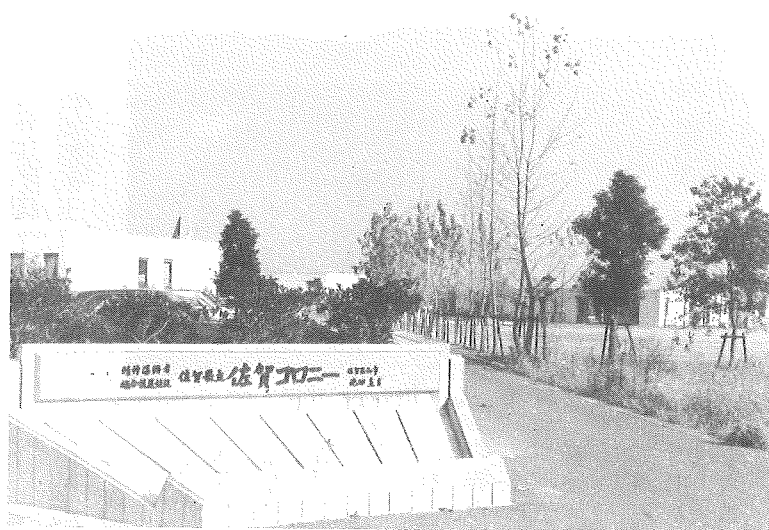
障害別(病因、含重複)人員

病 因	数	冠不全心臓障害	19
歩 行 不 能	64	外傷、後遺症	6
歩 行 困 難	35	糖 尿 病	1
ろ う あ	1	神 経 痛	9
脳卒中後遺症	61	全 盲	15
ロイマチス	5	パーキンソン	3
高血圧症	42	脳性小児麻ひ	3

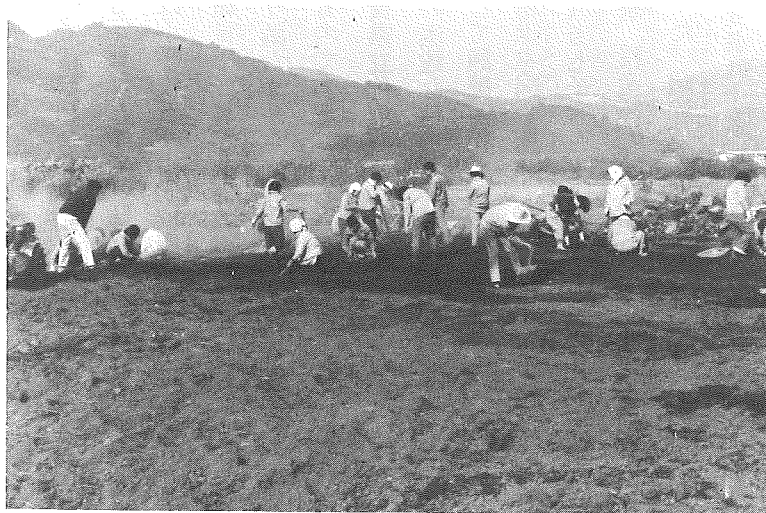
(3) ロザリオの園(野口)

ロザリオの園は特別老人ホームで常時付添い看護を必要とするおおむね六十五才以上の老人を収容する施設で、社会福祉法人「聖母の騎士」が設立したものである。ロザリオというのは「バラのように美しい祈りの花束」の意で、この園はカトリックの基本理念である愛の精神に基づき「老人を理解し、

その独立心を損なうことなく、敬愛される社会人として生活できる」よう援助する所である。昭和四十二年四月収容定員五十六名で創立され、同四十七年四月には定員百名となり、園長外三十六名の職員が身辺の生活指導に当たっている。収容老人の態様は次のとおりである。



県立佐賀コロニー及び活動状況



(4) いとし子の家(野口)

いとし子の家はロザリオの園と同じく「聖母の騎士会」の設立である。精神薄弱児を入所させてこれを保護すると共に、独立自活に必要な知識技能を与える施設である。昭和四十四年六月収容定員五十名で設立され、同四十七年二月定員七十名に増加、園長外二十八名の職員が指導運営に当たっている。

収容されている子どもの年齢は〇才から二十才までで、その障害の態様は言語障害、精神的系統、病弱虚弱、夜尿症、肢体不自由、けいれん発作等が多い。

(5) 保育園

① 川上保育園(大久保)

保育園は保育に欠ける乳幼児を保護し、将来正常な社会人として生活ができるように保護育成する施設である。昭和三十年一月私立「るんびた園」として池上の地福寺内に開設したが、同三十一年九月、川上保育園と改称して現在の地に移転した。同四十五年二月社会福祉法人川上保育園として設立認可された。定員七十五名、園長外六名の職員が指導運営に当たっている。

② 春日保育園(尼寺東町)

昭和二十八年四月出羽の玉林寺内に設置されていたが、同年六月現在地に移転したものである。同三十年一月社会福祉法人春日園として設立認可された。定員は百五十名で、園長外十三名の職員がその指導運営に当たっている。

(6) 松梅児童館(上梅野)

児童館は「地域の児童を対象とし、健全な遊びを与えると共に、児童のための地域組織活動を育成助長することによって、児童の健全育成を図る施設」である。松梅児童館は当町社会福祉協議会の経営で昭和四十一年五月一日設立され、現在五十六名の幼児を収容し、館長外三名の厚生員で保育に当たる外松梅小学校低学年児童も自由に来館来遊しており、父兄の稼働を援助している。

2 福祉関係団体

(1) 大和町民生委員協議会

民生委員は昭和二十三年七月、民生委員会法が公布されてからその任務が明らかになされ、又児童福祉法の施行により民生委員は児童委員を兼任し、任期は三年で、民生委員推せん委員会で推せんし、厚生大臣が任命することになっている。民生委員は社会奉仕の精神をもって、地域社会の生活に困窮している人だけでなく、児童、心身障害者、老人等のことで問題を持っている人々の保護指導に当たる地域の奉仕者である。この民生委員が協議会を設置して委員相互の連携を緊密にすると共に、自主的研鑽を促進し、協力一致して活動の進展を図り、社会福祉の増進に寄与するよう努めている。

当町の民生委員の数は春日地区が男十二、女三で十五名、川上地区が男六、女五で十一名、松梅地区が男三、女一で四名、総数三十名がこの任に当たっている(昭和四十七年度)

(2) 大和町社会福祉委員会

昭和四十七年四月一日の設立で、民生（児童）委員で組織している。各種の社会福祉事業に協力し、保護を要する者の調査や保護指導に当たっている。

(3) 大和町社会福祉協議会

昭和三十三年四月一日の設立で、同四十二年四月一日法人として発足したものである。主な事業内容は福祉団体の育成援護、児童の育成強化、低所得者の指導及び厚生福祉、心配事相談、災害援護、しあわせを高める運動、老人福祉対策、葬祭具の貸付、戦没・殉職者慰霊祭の実施等である。

○ 大和町心配事相談所

前述のとおり社会福祉協議会の事業の一つとして、昭和四十六年七月一日に開設されたもので民生（児童）委員がこれに当たっている。町民の生活上の心配事についてその相談相手となり、町民の福祉増進に寄与するものである。毎週木曜日役場本庁で開設され、昭和四十七年度の取扱かい件数は次のとおりである。

順	件 別	数
1	生活苦の相談	10
2	生活改善	1
3	仕事相談 (資金借入)	3
4	住宅の相談	6
5	健康相談 (医療費借入)	2
6	家族計画 (優生保護)	1
7	家庭不和	6
8	結婚相談	1
9	児童福祉 (健全育成)	2
10	教育問題	1
11	青少年問題	1
12	精神衛生相談	1
13	更生保護	1
14	法律相談	8
15	人権相談	4
16	苦情相談	4
17	出かせぎ問題	1
18	老人福祉	2
19	その他	2
	合 計	50

(4) 大和町遺族会

遺族会は英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉増進、融合援助を図り、平和日本の建設に貢献するため、終戦後町内三地区に設置されている。

川上地区——正会員数九十名、準会員数百十八名

春日地区——会員数百八十名

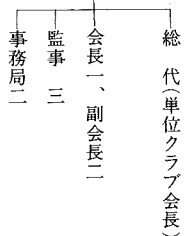
松梅地区——会員数七十名

(5) 大和町老人クラブ連合会

老人クラブは会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するため、老人が自主的、積極的に参加する会員組織の団体で、各部落で結成され、年令もまちまちであるがおおむね六十才以上である。これらの単位クラブ相互の連絡提携、行事遂行等のため、昭和四十一年十二月二日連合会が結成された。連合会の結成状況は次のとおりである。

(S. 48.1.1現在)

計(平均)	地区			加入率(%)
	松梅	川上	春日	
三七	九	一八	一〇	四八・〇三
一、四一六	二八七	六七九	四五〇	六八・二四
二、二七七	三四五	九九五	九三七	八三・一九
(六二・一九)	八三・一九	六八・二四	四八・〇三	



(6) 大和町母子連盟

配偶者のいない婦人が二十才未満の児童を扶養している家庭が母子家庭である。母子家庭の母が経済上の問題、児童の就学就職の問題、身上相談等相互に援助し、お互いの教養を高め、福祉の増進を図るための連盟で、昭和二十五年七月に発足し活動を続けている。会員数は次のとおりである。

春日地区七十六名、川上地区百十六名、松梅地区四十四名

計二百三十六名(昭和四十八年現在)

(7) 大和町傷痍軍人会

昭和二十七年佐賀県傷痍軍人会結成と同時に当町でも発足した。又三十五年には傷痍軍人妻の会も従会として結成され、共に会員相互の親睦を図ると共に、自立更生に必要な相互援助と会員の福祉増進に努めている。昭和四十八年度における会員数は次のとおりである。

春日地区一正会員十四、妻の会十四、

川上地区一正会員十、妻の会十

松梅地区一正会員十、妻の会九、

合計正会員三十四人、妻の会三十三人

(8) 大和町身体障害者協議会

昭和二十五年四月身体障害者福祉法の全面实施により、身体障害者については医療、更生その他の相談や助言指導、実施等各関係機関で行われているが、更に身体障害による不自由さを克服し、自立更生意欲の向上に努め、一日も早く社会復帰を図るために結成された協議会である。当町の現況は次のとおりである。

	会 員 数		身体障害者手帳交付状況 (昭和四十七年度)					総 計	
	男	女	視力障害者	聴力障害者	言語機能障害者	肢体障害者	中枢神経機能障害者		
春日	一一二	九七	六二	三八	二〇	一一二	二七	二五八	
川上	九九	六四	四四	三四	二	一〇一	一五	一九六	
松梅	三〇	二一	五一	一一	二	二九	三	五九	
計	二四一	一八二	四二三	一一七	八五	二四	二四二	四五	五一三

(9) 大和町精神薄弱者育成会 (手をつなぐ親の会)

精神薄弱者(精神薄弱児を含む)を援助し、その福祉の増進を図るために、昭和三十四年九月十九日発足したものである。昭和四十八年十二月現在、当町における会員の所属は次のとおりである。

川上小学校区十六、春日小学校区十四、春日園関係四、松梅小学校区五、大和中学校区二十七、松梅中

学校区四、黒髪学園関係一、めぐみ園関係一、九千部学園関係一、富士学園関係五、佐賀コロニー関

係十二 総計九十人(佐賀県内会員数二千五百人)

(10) 家庭奉仕員(ホームヘルパー)

老衰や身体上又は精神上の障害等によって、日常生活を営むのに支障のあるおおむね六十五才以上の生活保護法の適用を受けている老人又はこれに準ずる障害者(児)に対し、日常生活の話し相手をした

一日より一名の家庭奉仕員を置いている。昭和四十七年中に当町で取扱った実数は六十五才―七十四才までが十二人、七十五才以上―七十九才までが二十六人、八十才以上が四十八人であった。

### 3 鎌田奨学資金

鎌田景弼は明治十六年五月、佐賀県が長崎県より分かれて誕生した時、初代県令に任命され、幾多の功績を残し、明治二十一年六月病を得て在職中他界した。（「文化財」の項参照）

鎌田景弼逝いて五十年祭に当たり、景弼の三男鎌田恬三氏（熊本市在住）が景弼の顕彰碑の建っている都渡城の宝塔山親正寺住職宝蔵寺氏や町長らと図って百万円を寄贈し、その利子をもって奨学資金とし大和町育英事業に貢献したものである。

町は昭和四十一年四月一日「大和町鎌田奨学資金維持会」を発足して同会則を作り、更に「大和町鎌田奨学資金支給規定」を作成し、同日よりこれを施行して今日に至っている。

この鎌田奨学資金は「成績優秀であって、経済的理由のため修学が困難なる者に対し、学資を補助し有為の人材を育成する」ことを目的とし、「各年度の高等学校の新入生より一名を選出し、高等学校各学年一名あて計二名」を対象としている。一人当たり月千五百円で返済の義務はない。

これにより大和町内ではすでに二十数名の者がその恩典に浴している。

### 4、民生関係

#### (1) 町内の医療状況

#### ○ 医療施設

施設数	病院・施設数	病院・施設数	診療院	歯科	療術業
二〇	一三	八	一三	一	四
七	一	一	一	一	七

#### ○ 医療従業者

医師	歯科	薬剤師	保健婦	助産婦	看護婦	療術師
九	五	二	二	三	一四	七

#### ○ 主要死因別死亡者数

年次	総数	脳卒中	ガン	老衰	心臓病	事故死	気管支肺炎	胃腸病	腎臓疾患	結核	自殺	その他
昭和四四	一一九	四九	一五	一一	一九	二	一三	三	〇	〇	〇	一六
"四五	一一一	三〇	二一	二〇	一六	一〇	六	二	〇	一	三	一一
"四六	一六三	四六	二九	一三	二三	一三	六	二	五	四	四	一八
"四七	一三〇	三六	三四	五	二三	六	五	〇	一	二	三	一五

#### (2) 保健衛生

#### ○ 衛生相談

#### ● 個別相談（訪問指導）

高血圧、脳卒中、心臓疾患、結核、精神障害、その他リハビリテーション等指導

予 防 接 種 状 況

年 度	区 分	種 痘	※混 合	ジフテリア	小児麻ひ	日本脳炎	インフルエンザ
昭和45	対 象 者	706	484	595	462		
	実 施 者	643	238	534	366	5,263	3,174
46	対 象 者	785	493	539	533		
	実 施 者	668	381	456	371	1,795	4,396
47	対 象 者	895	538	534	598		
	実 施 者	756	397	490	501	4,972	7,218

※百人咳、ジフテリア、破傷風の三種混合

胃 が ん 検 診 状 況

区分 年次	受診者数	精密検査 を要する 者の数	実施回数
昭和43	304人	87人	6回
44	268	51	5
45	261	41	4
46	664	94	11
47	581	128	12
48	867	205	19

婦 人 が ん 検 診 状 況

区分 年次	受診者数	精密検査 を要する 者の数	実施回数
昭和42	40人	1人	1回
43	63人	1	2
44	20	5	4
45	?	?	?
46	150	2	3
47	187	3	4
48	212	1	4

最近、産業の高度成長、消費生活の旺盛等による廃棄物の収集処理、環境の浄化、予防接種、害虫駆除、住民の苦情処理等に活躍し効果を挙げている。

(4) 国民健康保険

国民保険の状況は次表のとおりである。

(5) 国民年金

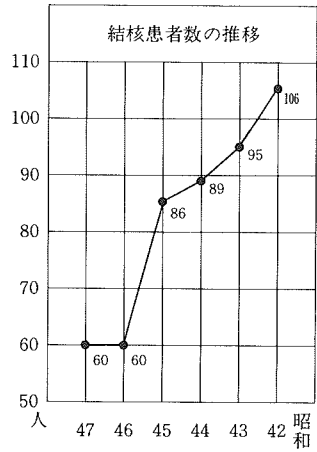
昭和三十四年四月法律第百四十一号により制定されたもので大きく二種に分かれている。その一つは拠出年金で、これは老齢、廃疾、死

● 一般相談

部落衛生組合、老人クラブ、婦人会等の集会で衛生思想の普及、対処療法等の指導（部落単位で年二回以上実施）をし、なお随時来庁者への相談に応じる。

○ 検 診

● 結核予防—住民SP、住民XP、精密検査等毎年八、九月に実施



● 三才児検診—毎年九、十月に実施し、要指導児（心理と身体的に）の発見に努める。

● 胃がん検診—毎年五、六、七月各一回、

八月二回、二月六回、計十一回実施

● 婦人がん検診—毎年八、五月各一回、

二月二回、計四回実施、

● 老人検診（六十五才以上）—毎年九月各医療

機関で実施、精密検査を要する者は共立病院で行い、療養を要する者は保健婦が訪問指導をする。

(3) 衛生組合  
○ 予防接種

町衛生行政の住民組織として、部落ごとに衛生組合が編成され、公衆衛生全般にわたって活動している。

国民年金加入状況

区分 年次	総数	強制			任意
		加入対象者	加入者	加入率	
昭和46	5,068人	4,210	4,117	97.8%	951
47	5,242人	4,295	4,257	99.1%	● 985

国民年金支給状況

種別	区分	昭和46		昭和47	
		人員	支給額(円)	人員	支給額
拠出年金	老齢年金	37	871,800	111	6,215,546
	障害年金	14	1,488,000	20	2,349,600
	母子年金	52	4,944,000	47	4,886,900
	遺児年金	1	91,200	4	211,200
	寡婦年金	1	19,200	3	58,720
福祉年金	老齢福祉年金	916	21,984,000	961	38,055,600
	障害福祉年金	157	5,840,900	213	12,780,000
	母子福祉年金	10	336,000	6	309,600

生活保護の状況

区分 年次	生活扶助		教育扶助		住宅扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
昭和44	59	153	22	44	25	71
45	65	136	19	77	20	63
46	73	152	18	71	21	63
47	68	132	16	69	16	44

生活に困窮している人達に対し、生活保護法を中心として援護措置を講じたもので、上記の表以外に医療・出産・生業・葬祭扶助及び被保護世帯の状況に応じた各種加算等がある。当町の状況は上の表のとおりである。

(6) 生活保護

を満たすことができない者を保護するための経過的、補充的な制度といえる。町内の状況は次のとおりである。

健康保険加入及び負担状況

区分 年度	世帯数	被保健者数	1世帯当り 保険税	1人当り 保険税
昭和42	2,256	9,286人	11,519円	2,798円
43	2,267	9,164	12,691	3,139
44	2,323	9,094	16,816	4,295
45	2,280	8,792	17,342	4,497
46	2,283	8,562	18,466	4,924
47	2,326	8,545	19,143	5,211

国民健康保健療養費給付状況 (単位千円)

区分 年次	総数		入院		入院外		歯科		その他	
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
昭和42	36,571	88,453	1,056	27,230	29,730	50,553	5,785	10,670		
43	36,584	107,461	1,166	36,548	29,120	57,411	6,316	13,502		
44	38,251	130,637	1,234	46,728	30,618	69,791	6,399	14,118		
45	41,593	152,525	1,248	48,821	34,365	88,470	5,980	15,234		
46	41,558	168,411	1,362	60,643	33,827	92,004	5,812	14,554	557	1,210
47	42,028	206,520	1,394	77,416	34,179	110,877	5,897	16,875	558	1,352

亡の事故に備えるため、被保険者が保険料を納付し、その保険料納付済期間に於いて年金を給付することを立前としている。これは国内に住所を有する二十才以上、六十才未満の日本国民であること、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法等の公的年金制度に加入している被保険者又は組合員及び拠出年金が開始された昭和三十六年四月一日で五十才に達していた者は適用除外となっている。も一つの福祉年金で、これは拠出年金の発足当時すでに老齢又は廃疾の状態にあった者、及び夫と死別して子を扶養している母親等、拠出年金の保障する利益を受けることができない者に年金を支給する制度で、これは拠出年金の受給要件